

奈良市公報

号 外 第 8 号

平成21年 6 月25日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則……………	1
○奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則……………	7
○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則……………	7
○市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及び地方公営企業法第39条第 2 項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則……………	9
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……	9
○奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………	9
○奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則…	10
○奈良市非常勤嘱託職員に関する規則及び奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	10
○公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	11
○職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	11
○奈良市会計規則の一部を改正する規則……………	11
○奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則……………	15
○奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則……………	16

規 則

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第11号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則
奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条の 2」を「第26条」に改める。

第 2 条の表市長公室の部人事課の項中「事務能率係」を「研修係」に改め、同部広報広聴課の項中「広聴係」を「広聴係 情報公関係」に改め、同部情報公開課の項中「情報公開課」を「行政経営課」に改め、同表企画部の部企画政策課の項の次に次のように加える。

交通政策課

第 2 条の表総務部の部財政課の項中「財政企画係 財政第一係」を「財政第一係」に改め、同部税務室の款納税課の項中「管理係 徴収係」を「管理係」に改め、同款滞納整理課の項中「整理第一係 整理第二係」を「庶務係 滞納整理第一係 滞納整理第二係 債権整理係」に改め、同表市民生活部の部を次のように改める。

市民生活部	市民課	庶務係 住民記録係 証明係 戸籍係 印鑑登録係
	生活環境課	
	病院事業課	地域医療係 建設準備係
	国保年金課	庶務係 給付係 健診係 賦課係 徴収係 国民年金係
	市民安全課	危機管理係 生活安全係

第 2 条の表市民活動部の部中市民参画課の項を削り、同部地域活動推進課の項及び文化振興課の項を次のように改める。

市民活動推進課	管理係 地域活動推進係 市民参画係 住居表示係
---------	-------------------------

文化・スポーツ 管理係 文化振興係 スポーツ振興係

第 2 条の表市民活動部の部スポーツ課の項を削る。
第 2 条の表保健福祉部の部を次のように改める。

保健福祉部	福祉総務課	企画調整係 地域福祉支援係 指導監査係
	障がい福祉課	企画管理係 自立支援給付係 在宅支援係 生活支援係 精神福祉係
	福祉医療課	医療第一係 医療第二係 高齢者医療係
	保護第一課	庶務係 医療介護係 保護第一係 保護第二係
	保護第二課	保護第三係 保護第四係 保護第五係
	子育て課	庶務係 子育て企画係 子育て支援係 給付係
	保育課	庶務係 保育係 放課後児童育成係

		介護福祉課	給付係	保険料係	予防係	施設指導係
		介護認定課	認定係	審査係		
		長寿福祉課				

第2条の表環境清美部の部収集課の項中「作業第九係 作業第十係」を削り、同部まち美化推進課の項中「作業第二係」を「作業第二係 大型ごみ収集係」に改め、同表観光経済部の部観光戦略室の款観光振興課の項を次のように改める。

観光交流課	観光振興係 国際交流係
-------	-------------

第2条の表観光経済部の部観光戦略室の款国際交流課の項を削る。

第2条の表建設部の部道路室の款道路建設課の項中「街路第一係 街路第二係」を削り、同款に次のように加える。

街路課	庶務係 街路第一係 街路第二係
-----	-----------------

第2条の表建設部の部営繕課の項中「工務第三係」を「工務第三係 施設耐震係」に改める。

第4条人事係の部分の第2号中「定数及び」を削り、同条事務能率係の部分中「事務能率係」を「研修係」に改め、同部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第5条広聴係の部分の第6号を次のように改める。

(6) パブリックコメントの総括に関すること。

第5条広聴係の部分に次の1号を加える。

(7) コールセンターに関すること。

第5条に次のように加える。

情報公開係

(1) 奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）に基づく行政文書の開示の受付に関すること。

(2) 行政文書の写しの交付に関すること。

(3) 行政資料の整備に関すること。

(4) 奈良市個人情報保護条例（平成13年奈良市条例第55号）に基づく自己情報の開示、訂正及び削除の請求等の受付に関すること。

(5) 個人情報取扱事務に関すること。

(6) 情報公開審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

(7) 市長の資産等の公開に関すること。

第6条を次のように改める。

（行政経営課の事務）

第6条 行政経営課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 行財政改革に関すること。

(2) 基礎的自治体への権限委譲の統括に関すること。

(3) 事務改善の企画、指導その他事務能率に関すること。

(4) 組織管理及び事務分掌に関すること。

(5) 組織の定数に関すること。

(6) 指定管理者制度の総括に関すること。

(7) 広告事業の統轄に関すること。

(8) 行政評価に関すること。

(9) 外部監査に関すること。

(10) 財政健全化4指標及び財務諸表の作成に関すること。

(11) 課の庶務に関すること。

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

第9条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。

(12) もてなしのまちづくりに関すること。

第9条第13号を次のように改める。

(13) 街区基準点管理業務に関すること。

第9条中第14号及び第15号を削り、第16号を第14号とする。

第10条を次のように改める。

（交通政策課の事務）

第10条 交通政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 交通政策に関すること。

(2) 交通安全施策の推進及び交通安全思想の普及に関すること。

(3) 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）に関すること。

(4) 交通安全対策関係機関及び団体に関すること。

(5) 自転車駐車場に関すること。

(6) 課の庶務に関すること。

第11条計画係の部分中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 奈良市路上喫煙防止に関する条例（平成20年奈良市条例第52号）に関すること。

第13条第1項財政企画係の部分中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 財政計画に関すること。

第13条第1項財政第二係の部分中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同部分に第1号として次の1号を加える。

(1) 財政統計及び諸報告に関すること。

第13条第1項財政第三係の部分に次の1号を加える。

(6) 部及び課の庶務に関すること。

第13条第2項中「財政企画係、財政第一係」を「財政第一係」に改める。

第14条統計係の部分の第1号中「国勢調査その他各種指定統計」を「統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づく各種統計」に改める。

第19条及び第19条の2を次のように改める。

（税務室納税課の事務）

第19条 税務室納税課の分掌事務は、おおむね次のとおり

とする。 庶 務 係 (1) 過誤納金還付に関する事。 (2) 課の庶務に関する事。 管 理 係 (1) 市税の収納整理に関する事。 (2) 県民税の納付手続に関する事。 (税務室滞納整理課の事務) 第19条の 2 税務室滞納整理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 庶 務 係 (1) 市税の徴収、督促、催告及び調査に関する事。 (2) 課の庶務に関する事。 滞納整理第一係 (1) 市税の徴収、督促、催告及び調査に関する事。 (2) 市税の滞納処分執行停止及び不納欠損処分に関する事。 滞納整理第二係 (1) 市税の徴収、督促及び催告に関する事。 (2) 市税の滞納処分執行停止及び不納欠損処分に関する事。 (3) 市税の滞納処分の差押及び公売に関する事。 債権整理係 (1) (仮称)債権処理検討委員会の設置及び運営に関する事。 (2) 国保年金課、保育課、介護福祉課、下水道管理課及び住宅課所管の債権の整理に関する事。 2 前項に規定する庶務係、滞納整理第一係及び滞納整理第二係に共通する事務の範囲等については、滞納整理課長が定める。 第20条住民記録係の部分の第 6 号中「交付に関する事(更新を除く。)」を「交付及び返還(住民異動に伴う被保険者の資格の得喪に係るものに限る。)」に関する事」に改め、同部分の第 7 号を削り、同条戸籍係の部分の第 2 号中「及び管理」を「、管理及び電算化」に改め、同条戸籍電算化係の部分の部分を削る。 第22条を次のように改める。 (病院事業課の事務) 第22条 病院事業課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 地域医療係 (1) 病院事業の企画及び経営に関する事。 (2) 病院事業会計に関する事。 (3) 一時借入金その他資金計画及び地方債に関する事。 (4) 病院事業の資産管理に関する事。 (5) 市立奈良病院運営市民会議に関する事。 (6) 市立診療所及び応急診療所に関する事。 (7) 課の庶務に関する事。 建設準備係 (1) 市立奈良病院の建設事業に関する事。	(2) 市立奈良病院、市立診療所並びに応急診療所の施設及び設備の整備に関する事。 第23条賦課係の部分の第 3 号中「交付」の次に「及び返還」を加え、「(更新に限る。)」を削る。 第24条及び第25条を次のように改める。 第24条 削除 (市民安全課の事務) 第25条 市民安全課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 危機管理係 (1) 地域防災計画に関する事。 (2) 防災会議及び災害対策本部に関する事。 (3) 自主防災組織に関する事。 (4) 防災訓練及び防災意識の啓発に関する事。 (5) 防災行政無線に関する事。 (6) 防災設備、備蓄物品等の管理に関する事。 (7) 気象情報等の収集及び伝達に関する事。 (8) 危機管理の調査、研究及び関係機関との連絡調整に関する事。 (9) 国民保護計画に関する事。 (10) 国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事。 (11) 課の庶務に関する事。 生活安全係 (1) 防犯及び安全なまちづくりに関する事。 (2) 奈良市安全安心まちづくり条例(平成20年奈良市条例第16号)に関する事。 (3) 防犯対策関係機関及び団体に関する事。 (4) 自主防犯組織活動に関する事。 第25条の 2 を削る。 第26条の見出しを「(市民活動推進課の事務)」に改め、同条中「地域活動推進課」を「市民活動推進課」に改め、同条管理係の部分の第 8 号中「課」を「部及び課」に改め、同条推進係の部分中「推 進 係」を「地域活動推進係」に改め、同部分の次に次のように加える。 市民参画係 (1) 市民参画等に関する事。 (2) ボランティア及びNPOに関する事。 (3) 市民企画事業に関する事。 (4) 市民政策アドバイザー制度に関する事。 (5) アダプト・プログラムに関する事。 第26条の 2 を次のように改める。 (文化・スポーツ振興課の事務) 第26条の 2 文化・スポーツ振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 管 理 係 (1) 社会体育の基本計画及び総合調整に関する事。 (2) 社会体育施設の建設計画に関する事。 (3) 社会体育施設の管理に関する事。 (4) コミュニティスポーツ施設の建設計画に関する事。
---	--

- (5) コミュニティスポーツ施設の管理に関すること。
- (6) 青年の家交楽館の管理に関すること。
- (7) スポーツ振興審議会に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

文化振興係

- (1) 文化振興の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 文化の国内外への発信に関すること。
- (3) 芸術及び学術文化活動の育成に関すること。
- (4) 文化施設の管理に関すること。
- (5) 文化振興計画推進委員会に関すること。
- (6) 文化施設の建設計画に関すること。

スポーツ振興係

- (1) スポーツの振興に係る基本計画に関すること。
- (2) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。
- (3) レクリエーションに関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及び確保に関すること。
- (5) スポーツ団体の指導育成に関すること。
- (6) スポーツクラブの指導育成に関すること。
- (7) 体育指導委員に関すること。
- (8) 学校体育施設の開放に関すること。
- (9) 野外活動の普及奨励に関すること。

第26条の3生涯学習係の部分中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 社会教育委員に関すること。

第26条の4を削る。

第30条に次のように加える。

指導監査係

- (1) 社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査に関すること。
- (2) 中央福祉学院実施の社会福祉研修に関すること。

第30条の2を削る。

第31条自立支援給付係の部分の第1号中「の介護給付費」及び「の支給」を削り、同部分の第5号を削り、同条生活支援係の部分の第4号中「日常生活用具給付事業」を「精神障害者に係るもの及び日常生活用具給付事業」に改め、同条に次のように加える。

精神福祉係

- (1) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (2) 精神障害者に対する優遇措置に関すること。
- (3) 自立支援医療費（精神通院に係るものに限る。）の支給に関すること。
- (4) 精神障害者通院医療費助成に関すること。
- (5) 障害福祉サービス（精神障害者に係るものに限る。）に関すること。
- (6) 地域生活支援事業（精神障害者に係るものに限る。）に関すること。
- (7) 精神障害者小規模授産施設に関すること。

第31条の次に次の3条を加える。

（福祉医療課の事務）

第31条の2 福祉医療課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

医療第一係

- (1) 心身障害者医療費の助成に関すること。
- (2) 重度心身障害者老人等医療費の助成に関すること。
- (3) 老人医療費の助成に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

医療第二係

- (1) 乳幼児医療費の助成に関すること。
- (2) 母子家庭医療費の助成に関すること。

高齢者医療係

- (1) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）による医療等に関すること。
- (2) 後期高齢者医療制度に関すること。
- (3) 奈良県後期高齢者医療広域連合事務局との連絡調整等に関すること。

（保護第一課の事務）

第31条の3 保護第一課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶務係

- (1) 保護施設の設置に関すること。
- (2) 社会福祉法人等による保護施設の設置に関すること。
- (3) 保護施設に対する指導等に関すること。
- (4) 社会福祉法人等の設置した保護施設に対する補助及び監督に関すること。
- (5) 保護及び中国残留邦人等に対する支援給付の事務の委託に関すること。
- (6) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (7) 生活保護費及び支援給付金の支給に関すること。
- (8) 生活保護統計及び中国残留邦人等の統計に関すること。
- (9) 生活保護に係る民生委員との連絡に関すること。
- (10) 行旅人の取扱いに関すること。
- (11) 保護第一課及び保護第二課の庶務に関すること。

医療介護係

- (1) 指定医療機関等の指定に関すること。
- (2) 指定医療機関等の診療内容の審査及び診療報酬額の決定に関すること。
- (3) 指定介護機関の指定に関すること。
- (4) 指定介護機関の介護内容の審査及び介護報酬額の決定に関すること。
- (5) 医療券の発行に関すること。
- (6) 介護券の発行に関すること。
- (7) その他医療扶助、介護扶助、医療支援給付及び介護支援給付に関すること。

保護第一係

保護第二係

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条の規定による支援給付に関すること。 (2) 被保護者及び中国残留邦人等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による医療保護入院の同意に関すること。 (3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること（庶務係の主管に属するものを除く。）。 (4) 行旅人の取扱いに関すること（庶務係の主管に属するものを除く。）。 2 前項保護第一係及び保護第二係の部分に規定する分掌事務については、保護第二課の主管に属するものを除くものとする。 3 第 1 項に規定する保護第一係及び保護第二係の担当区域については、保護第一課長が定める。 （保護第二課の事務） 第31条の 4 保護第二課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 保護第三係 保護第四係 保護第五係 (1) 生活保護法の施行及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付に関すること。 (2) 被保護者及び中国残留邦人等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による医療保護入院の同意に関すること。 (3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。 (4) 行旅人の取扱いに関すること。 2 前項に規定する保護第三係、保護第四係及び保護第五係の担当区域については、保護第二課長が定める。 第32条の見出し中「子育て支援室」を削り、同条中「子育て支援室」を削り、同条庶務係の部分の第 6 号中「室及び」を削り、同部分の次に次のように加える。 子育て企画係 (1) 次世代育成支援行動計画に関すること。 (2) 少子化対策推進本部に関すること。 (3) 子育て支援事業の企画及び調整に関すること。 第33条の見出し中「子育て支援室」を削り、同条中「子育て支援室」を削り、同条庶務係の部分中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。 (6) 児童館に関すること。 第33条に次の部分を加える。 放課後児童育成係 (1) 放課後児童対策の企画及び調整に関すること。 (2) 放課後児童健全育成事業及び施設の運営管理に関すること。 (3) 放課後児童健全育成事業施設の入退所に関すること。 (4) 放課後児童健全育成事業の指導員に関すること。 (5) 放課後児童健全育成事業の指導に関すること。	(6) 児童育成料の徴収に関すること。 第33条の 2 を削る。 第34条から第36条の 2 までを次のように改める。 第34条及び第35条 削除 （介護福祉課の事務） 第36条 介護福祉課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 給 付 係 (1) 介護請求及び審査に関すること。 (2) 介護給付に関すること。 (3) 介護保険被保険者証の交付（介護認定に伴う交付を除く。）に関すること。 (4) 利用者負担の減額に関すること。 (5) 介護サービス計画の作成に係る相談に関すること。 (6) 地域支援事業（介護相談員派遣事業及び介護給付等費用適正化事業に限る。）に関すること。 (7) 介護保険制度の広報に関すること。 (8) 奈良市高齢者保健福祉推進協議会に関すること。 (9) 介護保険事業計画に関すること。 (10) 介護保険特別会計の歳入歳出予算の総括に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。 保 険 料 係 (1) 第 1 号保険料の賦課徴収に関すること。 (2) 第 1 号保険料の収納整理に関すること。 (3) 第 1 号保険料の督促及び滞納処分に関すること。 予 防 係 (1) 在宅福祉サービスに関すること。 (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人の心身の健康保持及び生活安定のための必要な措置に関すること。 (3) 地域支援事業（介護相談員派遣事業及び介護給付等費用適正化事業を除く。）に関すること。 (4) 地域包括支援センターの運営等に関すること。 (5) 奈良市地域包括支援センター運営協議会に関すること。 施設指導係 (1) 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備に関すること。 (2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの認可、届出等に関すること。 (3) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームについての報告の徴収等に関すること。 (4) 介護老人保健施設の報告の徴収等に関すること。 (5) 指定介護予防支援事業所及び地域密着型サービス事業所指定等に関すること。 (6) 老人居宅生活支援事業の届出等に関すること。 (7) 軽費老人ホーム事務運営補助に関すること。 (8) 奈良市地域密着サービス運営委員会に関すること。 （介護認定課の事務） 第36条の 2 介護認定課の分掌事務は、おおむね次のとお
---	---

りとする。

認定係

- (1) 要介護認定及び要支援認定に関すること。
- (2) 介護認定審査会に関すること。
- (3) 介護保険被保険者証の交付（介護認定に伴う交付に限る。）に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

調査係

- (1) 介護認定の調査に関すること。
- (2) 介護認定不服申立に関すること。
- (3) 認定調査員の指導等に関すること。

第36条の3（見出しを含む。）中「長寿社会室」を削る。

第39条第1項作業第一係、作業第二係、作業第三係、作業第四係、作業第五係、作業第六係、作業第七係、作業第八係及び作業第九係の部分中「作業第九係」を削り、同項作業第十係の部分中「作業第九係」を削り、同条第2項中「、作業第八係及び作業第九係」を「及び作業第八係」に改める。

第40条に次のように加える。

大型ごみ収集係

- (1) 粗大ごみの収集及び運搬に関すること。
- (2) 作業用物品の管理に関すること。

第43条の見出し中「観光振興課」を「観光交流課」に改め、同条中「観光振興課」を「観光交流課」に改め、同条振興係の部分中「振興係」を「観光振興係」に改め、同部分中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 観光施設の総合計画及び整備に関すること。
- (5) 観光施設の設置、廃止、管理及び運営に関すること。

第43条施設係の部分中を次のように改める。

国際交流係

- (1) 国際交流事業の企画及び立案に関すること。
- (2) 国際交流団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (3) 国内外友好・姉妹都市及び他の国外の都市との交流に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 世界歴史都市連盟に関すること。
- (5) 海外観光宣伝及び外国人観光客誘致に関すること。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第50条庶務係の部分の第1号中「都市計画公園事業及び緑化事業の」を「都市公園事業に係る」に改め、同部分の第2号及び同条公園緑地第一係の部分の第1号中「都市計画公園事業」を「都市公園事業」に改め、同部分の第3号中「、道路及び学校等の公共施設の緑化の総合計画」を「等都市緑化の計画」に改め、同条公園緑地第二係の部分中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) グリーンサポート制度に関すること。

第56条第1項庶務係の部分の第1号中「街路事業の認可申請、補助申請及び」を「道路災害復旧事業に係る補助申請並びに」に改め、同部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項企画調整係の部分の第1号中「道路並びに街路関係団体」を「道路関係団体」に改め、同部分の第2号中「道路建設事業」を「道路新設・改良事業」に改め、「（以下この項において「事業」という。）」を削り、「及び調整」を「並びに調整」に改め、同部分の第6号中「及び設計」を「並びに設計」に改め、同項道路第一係及び道路第二係の部分中を次のように改める。

道路第一係

道路第二係

- (1) 道路新設・改良事業の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (2) 道路災害復旧事業の調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (3) 道路橋の耐震補強工事に関すること。
- (4) 市道の舗装新設に関すること。
- (5) 企画調整係の所管に係る測量及び設計の審査並びに工事の竣工検査に関すること。
- (6) 道路事業に係る用地の取得（用地の取得に伴う損失補償に関することを含む。）に関すること。

第56条第1項街路第一係の部分及び街路第二係の部分中を削る。

第56条の次に次の1条を加える。

（道路室街路課の事務）

第56条の2 道路室街路課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶務係

- (1) 都市計画街路事業に係る補助申請及び執行事務手続に関すること。
- (2) 課の庶務に関すること。

街路第一係

- (1) 都市計画街路事業の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (2) 都市計画街路事業の認可申請に関すること。
- (3) 都市計画街路事業に係る都市計画法第65条に基づく建築行為等の許可に関すること。

街路第二係

- (1) 都市計画街路事業に係る用地の取得（用地の取得に伴う損失補償に関することを含む。）に関すること。

第61条第1項工務第三係の部分の次に次のように加える。

施設耐震係

- (1) 建築物の耐震化工事等の企画、調査及び設計に関すること。
- (2) 建築物の耐震化工事等の現場監督及び検査に関すること。

第69条の表中

「	所 属		公の施設の種類	を
	部	課		

所 属		公の施設の種類	に
部	課		
企画部	交通政策課		

「改め、同表市民生活部の部市民安全課の項を削り、同表市民活動部の部市民参画課の項を次のように改める。

市民活動推進課	ボランティアセンター
	地域ふれあい会館

第69条の表市民活動部の部地域活動推進課の項を削り、同部文化振興課の項中「文化振興課」を「文化・スポーツ課」に改め、同項に次のように加える。

体育施設
コミュニティスポーツ施設
青少年野外活動センター
青年の家交楽館

第69条の表市民活動部の部スポーツ課の項を削り、同表保健福祉部の部保育課の項に次のように加える。

放課後児童健全育成事業施設
児童館

第69条の表保健福祉部の部放課後児童施策課の項を削り、同表観光経済部の部観光振興課の項中「観光振興課」を「観光交流課」に改め、同項に次のように加える。

グリーンホール

第69条の表観光経済部の部国際交流課の項を削る。

附 則
この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第12号

奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則
奈良市保健所組織規則（平成14年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 支援管理係の部分中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 1 号の次に次の 3 号を加える。

- (2) 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
- (3) 地域保健関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 難病患者等居宅生活支援事業に関すること。

第 6 条 保健予防係の部分中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条精神保健難病係の部分中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 2 号とし、第 7 号を削り、第 8 号を第 3 号とし、第 9 号を削り、第10号を第 4 号とし、第11号を削り、第12

号を第 5 号とし、第13号から第15号までを 7 号ずつ繰り上げる。

附 則
この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。
平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第13号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則
(奈良市専門委員設置規則の一部改正)

第 1 条 奈良市専門委員設置規則（昭和62年奈良市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市行財政専門委員の項中
「市長公室
行政経営課」を
「企画部
企画政策課」に改める。

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第 2 条 奈良市役所出張所事務分掌規則（昭和44年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項庶務係の部分の第 1 号中「指定統計その他各種統計」を「統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づく各種統計」に改め、同部分の第 3 号中「国民健康保険料」の次に「、国民健康保険税」を加え、同条第 3 項庶務係の部分中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 戸籍法及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「戸籍法等」という。）に基づく謄抄本、写しその他証明書等の交付に関すること。

第 2 条第 3 項証明印鑑登録係の部分の第 1 号中「戸籍法及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「戸籍法等」という。）を「戸籍法等」に改め、「関すること」の次に「（庶務係の主管に属するものを除く。）」を加え、同部分第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 使用料及び手数料の収納に関すること（庶務係の主管に属するものを除く。）。

第 2 条第 3 項戸籍住民記録係の部分の第 8 号中「交付」の次に「及び返還」を加え、同部分の第10号中「破産者名簿」の次に「、犯罪人名簿」を加える。

第 2 条の 2 第 1 号中「指定統計その他各種統計」を「統計法の規定に基づく各種統計」に改め、同条第11号中「交付」の次に「及び返還」を加え、同条第14号中「国民健康保険料」の次に「、国民健康保険税」を加え

る。

第2条の3第2項振興係の部分の第1号中「指定統計
その他各種統計」を「統計法の規定に基づく各種統計」
に改め、同部分の第3号中「国民健康保険料」の次に「
国民健康保険税」を加え、同条第3項第24号中「交付」
の次に「及び返還」を加える。

第2条の4第2項庶務係の部分の第1号中「指定統計
その他各種統計」を「統計法の規定に基づく各種統計」
に改め、同部分の第3号中「国民健康保険料」の次に「
国民健康保険税」を加え、同条第4項住民係の部分の第
17号中「交付」の次に「及び返還」を加える。

(奈良市役所連絡所設置規則の一部改正)

第3条 奈良市役所連絡所設置規則(昭和52年奈良市規則
第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「地域活動推進課」を「市民活動推
進課」に改め、同条第2項第3号及び第3項第3号中
「国民健康保険料」の次に「国民健康保険税」を加
える。

(奈良市会計課設置規則の一部改正)

第4条 奈良市会計課設置規則(昭和37年奈良市規則第9
号)の一部を次のように改正する。

第2条会計係の部分の「会計係」を「会計調達係」
に改め、同部分の第4号中「債権及び基金」を「及び
財産」に改め、同部分の第9号を次のように改める。

(9) 物品の調達(入札を除く。)及び検収に関する
こと(工事用資材及び器具その他特殊なものを除
く。)

第2条会計調達係の部分中第11号を第15号とし、第10
号を第14号とし、第9号の次に次の4号を加える。

- (10) 物品の出納及び保管に関すること。
- (11) 備品台帳の総括及び記録管理に関すること。
- (12) 物品の需用計画及び調整に関すること。
- (13) 不用品の処分に関すること。

第2条調達係の部分进行削る。

(奈良市民サービスセンター規則の一部改正)

第5条 奈良市民サービスセンター規則(平成4年奈良市
規則第45号)の一部を次のように改正する。

第3条中「国民健康保険料」の次に「国民健康保険
税」を加える。

(奈良市住居表示審議会規則の一部改正)

第6条 奈良市住居表示審議会規則(昭和40年奈良市規則
第40号)の一部を次のように改正する。

第8条中「地域活動推進課」を「市民活動推進課」に
改める。

(奈良市文化振興計画推進委員会規則の一部改正)

第7条 奈良市文化振興計画推進委員会規則(平成19年奈
良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「文化振興課」を「文化・スポーツ振興課」
に改める。

(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)

第8条 奈良市緑花推進会議設置規則(昭和48年奈良市規

則第36号)の一部を次のように改正する。

別表市民生活部の項中「市民課長 男女共同参画課長
人権施策課長」を「市民課長」に改め、同表市民活動
部の項中「市民参画課長 地域活動推進課長」を「市民
活動推進課長 文化・スポーツ振興課長」に、「スポー
ツ課長」を「人権施策課長 男女共同参画課長」に改め、
同表保健福祉部の項中「介護総務課長 子育て課長 保
育課長」を「子育て課長 保育課長 介護福祉課長」に
改め、同表観光経済部の項中「観光振興課長」を「観光
交流課長」に改め、同表建設部の項中「道路建設課長」
を「道路建設課長 街路課長」に改める。

(奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正)

第9条 奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則(平成6年
奈良市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「教育長及び政策監(行財政改革担
当)」を「及び教育長」に改める。

(奈良市情報化推進委員会設置規則の一部改正)

第10条 奈良市情報化推進委員会設置規則(平成14年奈良
市規則第76号)の一部を次のように改正する。

別表委員の項中「危機管理課長 市民参画課長」を
「市民安全課長 市民活動推進課長」に改める。

(奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部改正)

第11条 奈良市行財政改革推進本部設置規則(平成15年奈
良市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「別表に掲げる者」を「奈良市庁議規
程(昭和40年奈良市訓令甲第5号)第3条に規定する者
(市長、副市長、水道事業管理者及び教育長を除く。)」
に改める。

第8条中「企画政策課」を「行政経営課」に改める。

別表を削る。

(奈良市情報公開審査会規則の一部改正)

第12条 奈良市情報公開審査会規則(平成9年奈良市規則
第51号)の一部を次のように改正する。

第4条中「情報公開課」を「広報広聴課」に改める。

(奈良市個人情報保護審議会規則の一部改正)

第13条 奈良市個人情報保護審議会規則(平成14年奈良市
規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「情報公開課」を「広報広聴課」に改める。

(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一
部改正)

第14条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
(平成18年奈良市規則第44号)の一部を次のように改正
する。

第2条第1項中「納税課」を削り、「又は介護総務
課」を「福祉医療課又は介護福祉課」に改める。

第10条第1項中「収集課」を「まち美化推進課」に改
め、同条第2項中「収集課長」を「まち美化推進課長」
に改める。

第27条第1項第1号中「納税課」を削り、同項第4
号中「介護総務課」を「介護福祉課」に改め、同項第5
号中「長寿社会室」を「介護認定課」に改め、同項第6

号中「保護課」を「保護第一課及び保護第二課」に改め、同項第12号中「道路建設課」の次に「及び街路課」を加える。

(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)
第15条 奈良市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「定める課」の次に「(保護第二課、介護認定課を除く。)」を加える。

(奈良市庁舎管理規則の一部改正)

第16条 奈良市庁舎管理規則(昭和42年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表防災無線室の項中「危機管理課長」を「市民安全課長」に改め、同表展示陳列コーナーの項中「文化振興課長」を「文化・スポーツ振興課長」に改める。

(奈良市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第17条 奈良市福祉事務所事務分掌規則(平成元年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「介護総務課」を「介護認定課」に改める。

(奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成8年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第17条中「市民安全課」を「交通政策課」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(平成21年3月31日揭示済)

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及び地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第14号

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及び地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則
次に掲げる規則の規定中「及び理事」を「、理事及び技監」に改める。

(1) 市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則(昭和28年奈良市規則第1号)本則第1号

(2) 地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則(昭和41年奈良市規則第7号)本則第1号

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(平成21年3月31日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第15号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則
給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項第1号を次のように改める。

(1) 医師の職種にある者 月額 249,100円

第5条の3第2項の表前項第1号の職員の欄中「159,100」を「249,100」に、「156,500」を「246,500」に、「153,900」を「243,900」に、「151,300」を「241,300」に、「148,700」を「238,700」に、「146,100」を「236,100」に、「140,500」を「224,100」に、「135,200」を「212,300」に、「129,600」を「200,300」に、「124,300」を「188,600」に、「118,900」を「176,800」に、「111,100」を「162,500」に、「103,200」を「148,200」に、「95,400」を「134,000」に、「87,600」を「119,700」に、「79,100」を「104,800」に、「70,700」を「90,000」に、「62,000」を「74,900」に、「49,400」を「55,800」に改める。

第6条の5第2項中「100分の7」を「100分の9」に、「100分の10」を「100分の14」に改める。

別表第1市長の事務部局の項中「政策監 法令遵守監察監」を「法令遵守監察監」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「埋蔵文化財調査センター所長」を「埋蔵文化財調査センター所長 教育センター準備室長」に改め、同項中「所長補佐」を「所長補佐 室長補佐」に改め、同表監査委員の事務部局の項中

「課長 74,800円 8,000円 100分の15」を

「課長 74,800円 8,000円 100分の15
主幹 62,200円 6,000円 100分の12」に改め

る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(平成21年3月31日揭示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第16号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6級の項中

「4 消防署長補佐、消防分署長又は消防出張所長の職務

5 選挙管理委員会事務局次長の職務

6 農業委員会事務局次長の職務

を

」

「4 室長補佐の職務
5 消防署長補佐、消防分署長又は消防出張所長の職務
6 選挙管理委員会事務局次長の職務
7 農業委員会事務局次長の職務
改め、同表7級の項中
「8 埋蔵文化財調査センター所長の職務」を
「8 埋蔵文化財調査センター所長の職務
9 教育センター準備室長の職務
8級の項中
「3 参事の職務
4 室長の職務
5 相当の経験を有する課長の職務
6 相当の経験を有する主幹の職務
7 月ヶ瀬診療所長の職務
8 西部出張所長の職務
9 行政センター所長の職務
10 相当の経験を有する消防署長の職務
11 高等学校事務長の職務
12 相当の経験を有する図書館長の職務
13 選挙管理委員会事務局長の職務
14 監査委員事務局長の職務
15 農業委員会事務局長の職務
16 議会事務局次長の職務
「3 理事の職務
4 参事の職務
5 室長の職務
6 相当の経験を有する課長の職務
7 相当の経験を有する主幹の職務
8 月ヶ瀬診療所長の職務
9 西部出張所長の職務
10 行政センター所長の職務
11 相当の経験を有する消防署長の職務
12 高等学校事務長の職務
13 相当の経験を有する図書館長の職務
14 選挙管理委員会事務局長の職務
15 監査委員事務局長の職務
16 農業委員会事務局長の職務
17 議会事務局次長の職務
9級の項中
「1 政策監の職務
2 法令遵守監察監の職務
3 危機管理監の職務
4 相当の経験を有する部長の職務
5 公室長の職務
6 理事の職務
7 保健所長の職務
8 都祁診療所長の職務
9 会計管理者の職務
10 消防長の職務
11 議会事務局長の職務

「1 法令遵守監察監の職務
2 危機管理監の職務
3 相当の経験を有する部長の職務
4 公室長の職務
5 相当の経験を有する理事の職務
6 保健所長の職務
7 都祁診療所長の職務
8 会計管理者の職務
9 消防長の職務
10 議会事務局長の職務
附 則
この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第17号

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則
奈良市臨時職員に関する規則（平成 2 年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。
別表技術職の項に次のように加える。

介護支援専門員	10,000
---------	--------

附 則
この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則及び奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第18号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則及び奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部改正）

第 1 条 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則（平成 2 年奈良市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第15条の 2 第 1 項第 2 号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第 2 条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 6 年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「、休憩時間又は休息時間」を「並びに休憩時間」に改める。

第 7 条第 1 項中「置き、又は第 5 条第 1 項の規定によ

り休息時間を」を削る。
別表第 2 第 5 項中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 5 月21日から施行する。ただし、第 2 条中奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第 6 条及び第 7 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成21年 3 月31日揭示済)

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第19号

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則（平成14年奈良市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(7) 社団法人平城遷都1300年記念事業協会

(8) 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月31日揭示済)

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第20号

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和27年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第 9 条を第10条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(近接地内旅行の旅費)

第 9 条 条例第18条第 2 項第 1 号に規定する市長が規則で定める地域は、奈良市に接する次に掲げる市町村とする。

(1) 三重県伊賀市

(2) 京都府木津川市、相楽郡笠置町、相楽郡精華町及び相楽郡南山城村

別表第 1 中

条例第17条第 1 項ただし書に規定する車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
条例第18条第 2 項及び第 3 項の規定による宿泊の場合における日当	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類

を

条例第17条第 1 項ただし書に規定する車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
------------------------	--

に

改める。

別記第 5 号様式、第 6 号様式及び第 7 号様式中

「 日 当 」 「 旅行雑費

宿泊料 を 宿 泊 料 に改める。

交通費 を 交 通 費

合 計 」 合 計 」

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第21号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「、青少年野外活動センター」を削り、「及び埋蔵文化財調査センター」を「、埋蔵文化財調査センター及び教育センター準備室」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号中「(幼稚園を除く。以下同じ。)」を削る。

第 6 条第 1 項第 3 号中「調達係長」を「会計調達係長」に改める。

第20条第 3 項中「市税、国民健康保険料、児童育成料及び介護保険料の」を削り、「児童育成料」の次に「及び簡易水道料」を加える。

第26条中「以上の支出負担行為」の次に「(定例的な報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金並びに賃金に係るものを除く。)」を加える。

第44条第 2 項中「会計管理者の指定する重要な」を「取得価格100万円以上の」に改める。

第47条第 1 項中「及び物品の修繕」を削り、「の一到」を「のいずれかに」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 入札により物品の購入をするとき。

第53条中「の一到」を「のいずれかに」に改め、「、市長の決裁を受けたのち」を削る。

別表第 1 情報公開課の項中「情報公開課」を「広報広聴課」に、「主任」を「情報公関係長」に改め、同表資産税

課の項中「所管に係る手数料の収納」を「1 所管に係る手数料の収納」に改め、同表滞納整理課の項中「その」を「税外債権並びにこれらの」に改め、同表市民サービスセンターの項中「等」を削り、同表生活環境課の項中「1 2 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表奈良診療所、月ヶ瀬診療所、都祁診療所及び応急診療所の項中「奈良診療所、月ヶ瀬診療所、都祁診療所及び応急診療所」を「病院事業課」に改め、同項の次に次のように加える。

都祁診療所	主任及び係員	所管に係る使用料及び手数料の収納
月ヶ瀬診療所	主任及び係員	所管に係る使用料及び手数料の収納

別表第1国保年金課の項を次のように改める。

国保年金課	課長補佐、給付係長及び係員	保険者徴収に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得に係る医療費の収納
	課長補佐、徴収係長及び係員	所管に係る国民健康保険料及び国民健康保険税並びにこれらの附帯金の収納

別表第1西部出張所生活総務課の部課長補佐、庶務係長及び係員の項中「2 所管に係る利用料の収納」を「2 所管に係る手数料の収納」に改め、同部福祉係長及び証紙の売りさばき代金の収納」に改め、同部福祉係長及び係員の項中「福祉係長」を「課長補佐、福祉係長」に、「利用料」を「実費徴収金」に改め、同表西部出張所住民課の項中「係員」の次に「並びに証明印鑑登録係長及び係員」を加え、「使用料及び手数料等」を「手数料」に改め、同表月ヶ瀬行政センター住民課の項中「使用料、手数料等」を「手数料」に、「利用料」を「実費徴収金」に改め、同表都祁行政センター業務課の項中「手数料及び分担金」を「手数料、分担金等」に改め、同表都祁行政センター住民課の項中「使用料、手数料等」を「手数料」に、「利用料」を「実費徴収金」に改め、同表東部出張所及び北部出張所の項中「2 所管に係る使用料、手数料等の収納」を「2 所管に係る使用料及び手数料の収納」に改め、同表地域活動推進課の項中「地域活動推進課」を「市民活動推進課」に、「2 所管に係る手数料等の収納」を「2 所管に係る手数料の収納」に改め、同表連絡所の項中「2 所管に係る手数料等の収納」を「2 所管に係る手数料の収納」に改め、同表文化振興課の項中「文化振興課」を「文化・スポーツ振興課」に、「主任」を「文化振興係長」に改め、同項の次に次のように加える。

南部体育館	館長及び係員	所管に係る使用料の収納
-------	--------	-------------

別表第1スポーツ課の項から青少年野外活動センターの項までを削り、同表男女共同参画センターの項中「所管に係る使用料及び実費徴収金の収納」を「1 所管に係る使用料の収納」に改め、同表福祉医療課の項中「所管に係る後期高齢者医療保険料及びその附帯金の収納」を「1 2 所管に係る後期高齢者医療保険料及びその附帯金の収納」に改め、同表福祉医療課の項中「所管に係る後期高齢者医療保険料及びその附帯金の収納」に改め、同表保護課の項中「保護課」を「保護第一課」に改め、同表保育課の項に次のように加える。

放課後児童育成係長及び係員	児童育成料の収納
---------------	----------

別表第1放課後児童施策課の項及び介護総務課の項を削り、同表介護福祉課の項に次のように加える。

課長補佐、保険料係長及び係員	所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納
----------------	----------------------

別表第1介護福祉課の項の次に次のように加える。

介護認定課	課長補佐、認定係長及び係員並びに調査係長及び係員	所管に係る実費徴収金の収納
-------	--------------------------	---------------

別表第1長寿福祉課の項中「1 所管に係る実費徴収金の収納」を「所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表観光振興課の項中「観光振興課」を「観光交流課」に、「施設係長」を「観光振興係長」に改め、同表商工労政課の項中「等」を削り、同表下水道管理課の部庶務係長及び

係員の項中 「3 排水設備清掃費その他の収入金の収納
4 公共下水道台帳の複写料の収納」
を「3 所管に係る使用料及び手数料の収納」に改め、同
部維持管理係長及び調査計画係長及び係員の項中「及び調
査計画係長」を「、調査計画係長」に、「公共下水道台帳
の複写料」を「損失補償に伴う債権の回収金」に改め、同
部排水設備係長及び係員の項中 「3 排水設備清掃費その
他の収入金の収納 4 公共下水道台帳の複
写料の収納」を「3 所管に係る手数料の収納」に
改め、同表住宅課の項中「及び敷金」を「並びに敷金」に
改め、同表会計課の部課長補佐の項中「課長補佐」の次に
「、会計調達係長及び係員」を加え、同部会計係長及び係
員の項及び調達係長及び係員の項を削り、同表教育総務課
の項及び幼稚園の項中「幼稚園入園料及び保育料の収納」
「1 幼稚園入園料及び保育料の収納
を 2 認定こども園幼稚園における預かり保育に係る
利用者負担金の収納」
に改める。

別表第2 情報公開課長の項中「情報公開課長」を「広報
広聴課長」に改め、同表文書法制課長の項中「所管に係る
図書の売却代金の収納」を 「1 公報の売却代金の収納
2 所管に係る図書の売却代
金の収納」に改め、同表資産税課長の項中「所管に係る手
数料の収納」を 「1 所管に係る手数料の収納
2 所管に係る実費徴収金の収納」に改
め、同表納税課長の項中「市税」を「所管に係る市税」に
改め、同表滞納整理課長の項中「市税及びその」を「所管
に係る市税及び税外債権並びにこれらの」に改め、同表生
活環境課長の項中 「1 所管に係る実費徴収金の収納
2 所管に係る使用料の収納」を

「1 所管に係る使用料の収納
2 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表国保年
金課長の項中 れらの附帯金の収納 を
3 歯科ドック検診料の収納」
「2 所管に係る国民健康保険料及び国民健康保険税
並びにこれらの附帯金の収納」に
改め、同表西部出張所生活総務課長の項中「使用料、手数
料等」を「手数料」に、「3 所管に係る利用料の収納」
を「3 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表西部
4 証紙の売りさばき代金の収納」
出張所住民課長の項中「使用料及び」を削り、同表月ヶ瀬
行政センター住民課長の項中「使用料、手数料等」を「手
数料」に、「利用料」を「実費徴収金」に改め、同表都祁
行政センター庶務課長の項中「売りさばきの代金」を「売
りさばき代金」に、同表都祁行政センター業務課長の項中
「及び分担金」を「、分担金等」に改め、同表都祁行政セ
ンター住民課長の項中「使用料、手数料等」を「手数料」
に、「利用料」を「実費徴収金」に改め、同表東部出張所
長及び北部出張所長の項中「2 所管に係る使用料、手数

「2 所管に係る使用料及び手数料の収
納
料等の収納」を 3 所管に係る実費徴収金の収納
4 証紙の売りさばき代金の収納」
に改め、同表地域活動推進課長の項中「地域活動推進課長」
を「市民活動推進課長」に、「2 所管に係る手数料の収
納」を 「2 所管に係る手数料の収納
3 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表
文化振興課長の項を次のように改める。

文化・スポーツ 振興課長	1 所管に係る文化事業収入の収納 2 所管に係る使用料の収納
-----------------	-----------------------------------

別表第2 スポーツ課長の項を削り、同表人権施策課長の
項中「所管に係る貸付回収金」を「生業資金貸付回収金」
に改め、同表男女共同参画課長の項中「所管に係る使用料
及び実費徴収金の収納」を 「1 所管に係る使用料の収納
2 所管に係る実費徴収金の

に改め、同表福祉総務課長の項中「所管に係る貸付
回収金」を「災害援護資金貸付回収金」に改め、同表障がい
福祉課長の項を次のように改める。

障がい福祉課長	1 身体障害者福祉資金貸付回収金 の収納 2 みどりの家歯科診療所に係る使 用料の収納 3 身体障害者に対する行政措置に 係る措置費自己負担金の収納 4 知的障害者援護施設入所措置に 係る措置費自己負担金の収納 5 所管に係る実費徴収金の収納
---------	---

別表第2 保護課長の項中「保護課長」を「保護第一課長」
に、「所管に係る貸付回収金」を「世帯更生援護資金貸付
回収金」に改め、同表子育て課長の項中「所管に係る貸付
回収金」を「母子寡婦福祉資金、母子福祉生業資金及び母
子福祉奨学資金貸付回収金」に改め、同表保育課長の項中
「2 所管に係る利用料の収納」を 「2 児童育成料の収
3 所管に係る利用
納」に改め、同表放課後児童施策課長の項から介護
総務課長の項までを削り、同表介護福祉課長の項中「老人
福祉施設入所措置費」を「老人福祉施設入所措置」に、
「3 所管に係る実費徴収金の収納」を 「3 所管に係る
4 所管に係る
実費徴収金の収納」に改め、同項の次に次
介護保険料及びその附帯金の収納」
のように加える。

介護認定課長	所管に係る実費徴収金の収納
--------	---------------

別表第2 長寿福祉課長の項中 「1 所管に係る実費徴収
2 所管に係る利用料の

金の収納」を「所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同収納」を「所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表企画総務課長の項を次のように改める。

企画総務課長	1 一般廃棄物処理及びし尿浄化槽清掃業の許可申請手数料の収納 2 施設、運搬車及び容器の検査手数料の収納 3 従業員の鑑札交付手数料の収納 4 再利用製品の売却代金の収納 5 特定家庭用機器廃棄物運搬手数料の収納
--------	--

別表第 2 環境清美工場長の項及び土地改良整備事務所長の項中「所管に係る手数料の収納」を「1 一般廃棄物処理手数料の収納 2 産業廃棄物処理手数料の収納」に改め、同表観光振興課長の項中「観光分費用の収納」に改め、同表観光振興課長の項中「観光振興課長」を「観光交流課長」に改め、同表商工労政課長の項を次のように改める。

商工労政課長	1 中小企業貸付回収金の収納 2 同和地区中小企業開業資金貸付回収金の収納 3 特定計量器定期検査手数料の収納 4 適正計量管理事業所指定検査手数料の収納 5 所管に係る実費徴収金の収納
--------	---

別表第 2 西大寺南区画整理事務所長の項中「抽せん保証金」の次に「及び敷金」を加え、同表下水道管理課長の項を次のように改める。

下水道管理課長	1 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金並びにこれらの附帯金の収納 2 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（水道事業管理者に委任した事務に係るものを除く。）並びにこれらの附帯金の収納 3 所管に係る使用料及び手数料の
---------	--

その 2

- | |
|--------------------|
| 収納 |
| 4 損失補償に伴う債権の回収金の収納 |
| 5 水洗便所設備資金貸付回収金の収納 |

別表第 2 住宅課長の項中「及び敷金」を「並びに敷金」に改め、同表教育総務課長の項を次のように改める。

教育総務課長	1 幼稚園入園料及び保育料の収納 2 認定こども園幼稚園における預かり保育に係る利用者負担金の収納 3 所管に係る使用料の収納 4 授業料、入学科及び入学考査料の収納 5 証紙の売りさばき代金の収納
--------	---

別記第 7 号様式中

係員 審査係長 会計係長 補佐 課長 を

係員 係長 補佐 課長 に改める。

別記第 9 号様式中

係員 審査係長 補佐 課長 会計管理者 を

係員 係長 補佐 課長 会計管理者 に改める。

別記第10号様式中

会 計 課
係員 審査係長 補佐 課長 会計管理者 を

会 計 課
係員 係長 補佐 課長 会計管理者 に改める。

別記第14号様式その 2 を次のように改める。

支出調書

支出金額	円
------	---

ただし、 年 月分
下記内訳のとおり支出してください。

年 月 日

奈良市長				
課長 ㊟				
記				
氏 名	金 額	控 除 金 額	差 引 支 給 額	算 出 の 基 礎

別記第17号様式中「係員 会計係長 補佐 課長」を「係員 係長 補佐 課長」に改める。

別記第20号様式中「係員 審査係長 補佐 課長」を「係員 係長 補佐 課長」に改める。

別記第26号様式中「係員 会計係長 補佐 課長」を「係員 係長 補佐 課長」に改める。

別記第27号様式中「係員 審査係長 補佐 課長」を「係員 係長 補佐 課長」に改める。

別記第29号様式中「係員 会計係長 補佐 課長」を「係員 係長 補佐 課長」に改める。

別記第33号様式中「調達係長」を「係 長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市会計規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第22号

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防局の組織に関する規則（昭和58年奈良市規則

第42号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「施設係」を「施設係 救助係」に、「救急救助課 救急係 救助係」を「救 急 課 救急管理係 救急指導係」に改める。

第 4 条中施設係の部分の次に次のように加える。

救助係

- (1) 救助対策及び救助活動に関すること。
- (2) 救助隊の教育訓練及び救助技術に関すること。
- (3) 救助機械器具の整備保全及び操作技術の指導に関すること。
- (4) 救助統計に関すること。
- (5) 救助の警備計画に関すること。
- (6) 災害現場の安全管理及び現場指揮体制の調査研究に関すること。
- (7) 緊急消防援助隊の出動に関すること。
- (8) 国際消防救助隊の派遣に関すること。

第 4 条の 2 を次のように改める。

(救急課の事務)

第 4 条の 2 救急課においては、次の事務をつかさどる。

救急管理係

- (1) 救急業務の基本計画に関すること。
- (2) 救急隊の運用に関すること。
- (3) 救急情報の収集及び救急統計に関すること。
- (4) 救急医療関係機関等との連絡及び調整に関すること。
- (5) 救急隊員の感染防止対策及び健康管理に関すること。
- (6) 救急資機材の配置及び開発に関すること。

- (7) 救急業務の需要に係る対策に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。
- 救急指導係
- (1) 救急救命士及び救急隊の教育訓練に関すること。
- (2) 救急医療及び救急技術の調査研究に関すること。
- (3) 応急手当の普及啓発活動に関すること。
- (4) 患者搬送事業に関すること。
- (5) メディカルコントロール体制（医療機関等との連携により救急業務の質的向上を図る体制をいう。）に関すること。
- (6) 救急業務の高度化推進に関すること。
- 附 則
- この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- (平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

2 女性消防団員

品 種	区 分		摘 要
冬 帽	地 質		黒若しくは濃紺の合成繊維織物又は混紡織物とする。
	き 章		銀色金属製消防団き章をモール製銀色桜で抱擁する。 台地は濃紺とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	製 式		円形つば型とし、帽のまわりに濃紺又はその類似色のリボンを巻くものとする。 形状は、図のとおりとする。
盛 夏 帽	地 質		濃紺の合成繊維織物又は混紡織物とする。
	き 章		冬帽と同様とする。
	製 式		冬帽と同様とする。
作業帽			男性消防団員と同様とする。
保安帽			男性消防団員と同様とする。
冬 服 上 衣	地 質		冬帽と同様とする。
	製 式	え り	剣えりとする。
		前 面	打合わせを右上前とする。 左胸部及び下部左右に各 1 個のポケットをつけ、下部左右のポケットにはふたをつける。 形状は、図のとおりとする。
		後 面	すその左右を裂く。 形状は、図のとおりとする。
		そで章	表半面に 1 条ないし 3 条の銀色しま織線をまとう。 形状及び寸法は、男性消防団員と同様とする。
		えり章	男性消防団員と同様とする。
冬服ベスト	地 質		冬帽と同様とする。
	製 式		打合わせを右上前とする。 形状は、図のとおりとする。
冬服スカート	地 質		冬帽と同様とする。
	製 式		セミタイト型のスカートとする。 形状は、図のとおりとする。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第23号

奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員服制規則（昭和26年奈良市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 奈 良 市 消 防 団 員 服 制 を

品 種	区 分	摘 要
-----	-----	-----

「 奈 良 市 消 防 団 員 服 制 に

1 男性消防団員

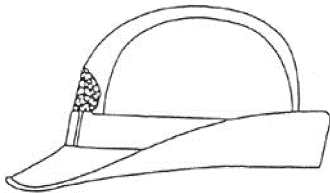
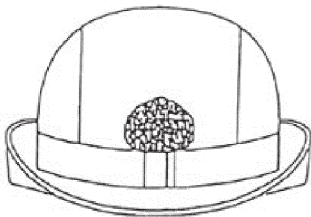
品 種	区 分	摘 要
-----	-----	-----

改め、同表に次のように加える。

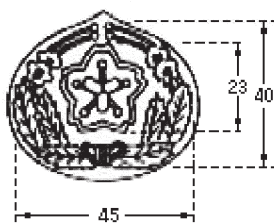
冬服ズボン			男性消防団員と同様とする。
盛夏服上衣	地	質	盛夏帽と同様とする。
	製式	前 面	シャツカラーの長そで又は半そでとする。 淡青又はその類似色のボタンを1行に付ける。 打合わせを右上前とする。 形状は、図のとおりとする。
		そ で	長そでにあつては、カフスつきボタンどめとする。
		肩 章	外側の端を肩の縫目に縫いこみ、襟側を淡青又はその類似色のボタン1個で留める。
盛夏服スカート	地	質	盛夏帽と同様とする。
	製	式	冬服スカートと同様とする。
活動服上衣	地	質	作業帽と同様とする。
	製式	前 面	打合わせを右前とするほかは、男性消防団員と同様とする。
		後 面	上部に「奈良市消防団」と表示する。
		標 章	男性消防団員と同様とする。
活動服ズボン			男性消防団員と同様とする。
バンド			男性消防団員と同様とする。
防寒衣	地	質	防水加工したポリエステル混紡織物とする。
	製	式	襟つきのブルゾン型とする。 前面の開閉は、ファスナーとし、前腰部左右にふた付きポケットを付ける。 胸部左ポケット上部にオレンジ色の刺しゅう糸で「奈良市消防団」と刺しゅうする。 形状は、図のとおりとする。
雨衣			男性消防団員と同様とする。
靴			黒色革の短靴、半長靴又は白色のゴム製長靴とする。
バッグ			黒色革製のショルダーバッグとする。
階級章			男性消防団員と同様とする。

図 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

冬 帽

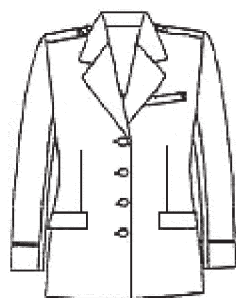


き章

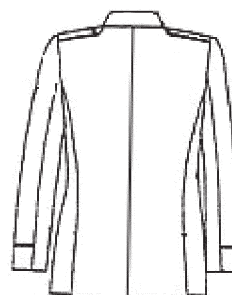


冬服

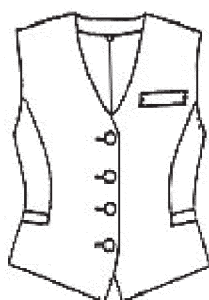
前面



後面



ベスト

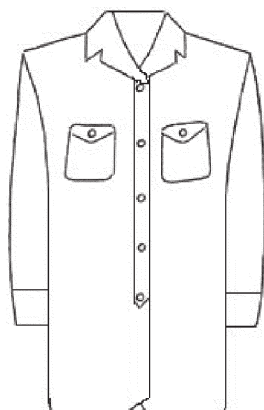


スカート

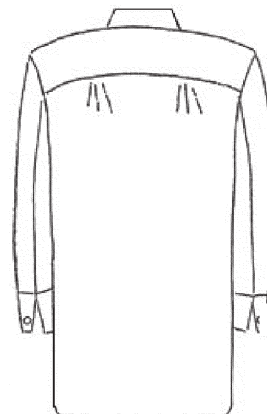


盛夏服

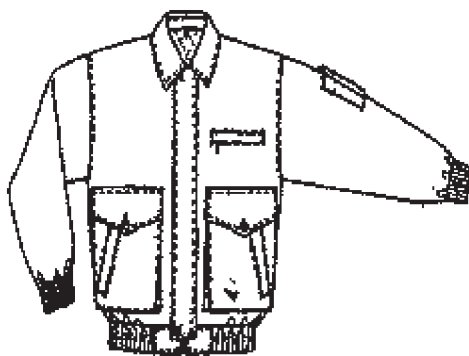
前面



後面



防 寒 衣



附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。